

■設備機器毎の省エネルギー対策の判断項目、試験方法等規格、製品認証マーク一覧表

平成27年2月3日版

○表の使い方

図面に明示すべき事項	全機器共通 （「機器表」に明示）	<ul style="list-style-type: none"> 「①設備機器種別」、「②省エネルギー対策の判断項目（機器効率が示されているものは性能値）」、「③試験方法等に関する規格」を「機器表」に記載します。 「③試験方法等に関する規格」欄に記載のある機器については、機器の「型番」、「製造者名」、「台数」を併せて記載します。
	「⑤図面に明示すべき事項」欄に記載のある機器に限る	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤①～③に加えて図面に明示すべき事項」欄に記載されている内容を、指定された図面に追記します。（⑤欄における「記載図面例」は、例示であり他の図面に記載していただいても構いません。）
「性能値（機器効率）」及び「試験品質・生産品質」の証明が必要な設備機器	「③試験方法等に関する規格」欄に記載のある機器に限る	<ul style="list-style-type: none"> 「②省エネルギー対策の判断項目」欄に記載されている項目に関する性能値（機器効率）、及び「③試験方法等に関する規格」欄に記載されている規格に基づく「試験品質及び生産品質」が確保されていることを、設計検査時に次のいずれかの書類を提出することにより証明する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> a. JIS等の認証書や製品認証マーク（「JIS表示品」等である旨の記載）のあるカタログを提出する。 b. 住宅性能評価・表示協会で定める低炭素建築物認定制度に係る「性能確認方法の区分」を確認できる書類を提出する。 c. 下記の証明書を提出する。 <ul style="list-style-type: none"> 第三者機関が発行する試験成績書等 第三者試験等審査機関が発行する試験等の審査結果報告書（証明書）等 製造事業者がJIS等に基づき発行する自己適合宣言書及びカタログ等（カタログ、仕様書、取り扱い説明書等） <ul style="list-style-type: none"> →「試験方法等に関する規格」、「性能値（機器効率）」、「型番」のすべてが自己適合宣言書（別紙に記載されている場合は別紙を含む）に記載されている場合はカタログ等は不要です。
		<ul style="list-style-type: none"> 「試験品質及び生産品質」の証明については、設計検査時に行えなかった場合であっても、現地に設置されている機器に「④製品認証マーク」が表示されていることを現場検査時に提示することにより行うことができます。

別紙 解説1及び2へ

別紙 解説3へ



※「③試験方法等に関する規格」欄に記載のない機器についても、仕様の確認のために検査機関からカタログ等の提出を求められる場合がありますので、検査機関の指示に従ってください。

	①設備機器種別	②省エネルギー対策の判断項目		③試験方法等に関する規格		④製品認証マーク	⑤①～③に加えて図面に明示すべき事項		
				試験方法等規格	左記規格と同等とみなされる規格		記載事項	記載図面例	
通風	—	通風の利用		—	—	—	「開口部の開放可能部面積比」の計算	計算書	
蓄熱	—	蓄熱の利用		—	—	—	「住戸の床面積当たりの蓄熱部位の熱容量」の計算	計算書	
暖房設備	ダクト式セントラル空調	なし		—	—	—	—	平面図	
	ルームエアコンディショナー	定格冷房エネルギー消費効率	定格冷房能力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）	JIS	ルームエアコンディショナーの設置位置等	平面図	
			定格冷房消費電力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）	JIS			
	FF暖房設備 ※1	熱効率（ガスストーブ）		JIS S 2122	JIA C 004-10（認証制度） JIS S 2093（試験方法）	JIS	FF暖房設備の設置位置等	平面図	
		熱効率（石油ストーブ）		JIS S 3031	JHIA S-2031（認証制度）	JIS	—	—	
	パネルラジエーター	なし		—	—	—	パネルラジエーターの設置位置等	平面図	
	温水床暖房	敷設率		—	—	—	床暖房の設置位置、設置範囲、寸法・面積	平面図	
		上面放熱率		—	—	—	—	—	
	ファンコンベクター	なし		—	—	—	ファンコンベクターの設置位置等	平面図	
	電気ヒーター式床暖房	敷設率		—	—	—	床暖房の設置位置、設置範囲、寸法・面積	平面図	
		上面放熱率		—	—	—	—	—	
	電気蓄熱暖房	なし		—	—	—	電気蓄熱暖房の設置位置等	平面図	
	温水式暖房の熱源機	石油熱源機 ※1	熱効率		JIS S 3031	JHIA S-3021（認証制度）	JIS	温水式暖房の熱源機の設置位置等	平面図
		ガス従来型熱源機（給湯機） ※1	熱効率		JIS S 2112	JIA C 005-11（認証制度） JIS S 2093（試験方法）	JIS		
熱効率			JIS S 2112	JIA C 005-11（認証制度） JIS S 2093（試験方法）	JIS				
電気ヒートポンプ式熱源機		なし		—	—	—			
電気ヒーター式熱源機		なし		—	—	—			
断熱配管	—		—	—	—	熱源機から放熱器までの全ての温水配管について断熱被覆されていること	機器表		
冷房設備	ダクト式セントラル空調	なし		—	—	—	—	平面図	
	ルームエアコンディショナー	定格冷房エネルギー消費効率	定格冷房能力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）	JIS	ルームエアコンディショナーの設置位置等	平面図	
定格冷房消費電力			JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）	JIS				
換気設備	換気設備（ダクト式・壁付式）	比消費電力	設計風量（風量-静圧特性）	JIS C 9603（壁付式）	—	JIS	換気設備の設置位置	平面図	
				JEM 1386：1989（ダクト式）					
			消費電力	JIS B 8628（熱交換型）	—	JIS			
				JIS C 9603（壁付式、ダクト式）					
JIS B 8628（熱交換型）	—	JIS							

	①設備機器種別	②省エネルギー対策の判断項目		③試験方法等に関する規格		④製品認証マーク	⑤①～③に加えて図面に明示すべき事項			
				試験方法等規格	左記規格と同等とみなされる規格		記載事項	記載図面		
換気設備	換気設備（ダクト式・壁付式）	有効換気量率	有効換気量	JIS B 8628 JRA 4056：2006	—	JIS	換気設備の設置位置	平面図		
			漏えい量	JIS B 8628 JRA 4056：2006	—					
	換気部材（端末換気口）		風量－静圧特性	BLT VU-06	—	B				
	熱交換型換気設備		温度交換効率	JIS B 8628 JRA 4059：2007	—	JIS	熱交換型換気設備の採用	機器表		
	ダクト径（ダクト式）		径の太いダクト（75mm以上）を使用	—	—	—	ダクト径	機器表		
		径の太いダクト（75mm以上）を使用かつDCモーターの採用	—	—	—	ダクト径及び換気設備の電動機（モーター）が直流であること				
給湯設備	ガス給湯機		モード熱効率	JIS S 2075	—	JIS	ガス給湯機の設置位置等	平面図		
			エネルギー消費効率 ※1	JIS S 2109	JIA C 002（認証制度）	JIS				
	石油給湯機		モード熱効率	JIS S 2075	—	JIS	石油給湯機の設置位置等	平面図		
			エネルギー消費効率 ※1	JIS S 3027	JIS S 3031（試験方法） JHIA S-3027（認証制度）	JIS				
	電気ヒートポンプ給湯機		年間給湯保温効率・年間給湯効率	JIS C 9220	—	JIS	電気ヒートポンプ給湯機の設置位置等	平面図		
			年間給湯効率（APF）	JRA 4050：2007R	—	B				
	電気ヒーター温水器		なし	—	—	—	電気ヒーター温水器の設置位置等	平面図		
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機		なし	—	—	—	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の設置位置等	平面図		
	ふろ機能		ふろ給湯機（追焚なし）	—	—	—	追焚なしであること	機器表		
			ふろ給湯機（追焚あり）	—	—	—	追焚ありであること	機器表		
	配管方式（ハッター方式）		ハッター分岐後の配管径が13A以下	—	—	—	配管径の情報	機器表		
	水栓		手元止水機能	—	—	—	止水・吐水機能	機器表		
			小流量吐水機能	小流量吐水機構を有する水栓の適合条件※3	—	—				
			水優先吐水機能	—	—	—				
	浴槽の保温措置		高断熱浴槽	JIS A 5532	JIS A1718（試験方法）	JIS	高断熱浴槽であること	機器表		
太陽熱給湯	太陽熱温水器		集熱部総面積 集熱貯湯部総面積	JIS A 4111	—	JIS	設置方式（太陽熱温水器かソーラーシステム） 集熱部面積 集熱部の設置方位角 集熱部の設置傾斜角	機器表 立面図等（正面・側面） 配置図 立面図		
			集熱性能	JIS A 4111（集熱性能）	—	JIS				
		ソーラーシステム		集熱器総面積	JIS A 4112	—			JIS	
			集熱性能	JIS A 4112（集熱性能）	—	JIS				
		貯湯槽容量	JIS A 4113	—	—	JIS				
照明設備	照明		白熱灯の使用なし	—	—	—	照明設備の設置位置等	平面図（照明計画図）		
			多灯分散照明方式（主たる居室のみ）	—	—	—	「白熱灯の使用なし」であること	機器表		
			調光制御（主たる居室、その他の居室）	—	—	—	「多灯分散照明方式を採用すると判断する場合の消費電力合計の制限」の計算	計算書		
			調光制御（主たる居室、その他の居室）	—	—	—	調整制御を採用していること	機器表		
			人感センサー（非居室）	—	—	—	人感センサーを採用していること	機器表		
発電設備	太陽光発電	太陽電池アレイのシステム容量	太陽電池アレイ出力	JIS C 8951（測定方法） JIS C 8952（表示方法）	—	JIS	発電パネルの種類 設置方式（屋根一体型か架台設置型） 設置面積（パネル割付の確認） パネルの設置方位角 パネルの設置傾斜角	機器表 機器表（必要があれば断面図等） 立面図等（正面・側面） 配置図 立面図		
			太陽電池モジュール最大出力	結晶系太陽電池	JIS C 8918 JIS C 8990/IEC61215	JIS C 8914（測定方法）			JIS	
				結晶系太陽電池以外 （アモルファス太陽電池）	JIS C 8991/IEC61646 JIS C 8939	JIS C 8935（測定方法）			JIS	
				（多接合太陽電池）	JIS C 8943	—			—	JIS
			コージェネレーション		なし	—			—	—
							コージェネレーション設備の区分、発電ユニット品番	機器表		

※1：平成26年10月6日付け国土交通省住宅局住宅生産課事務連絡「住宅性能評価における建材、設備、部品等の取扱いについて」における「③JIS、JAS等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされているとみられるもの」に該当するため、試験品質・生産品質の確認は不要です。

※2：ルームエアコン検定制度には生産品質についての確認が含まれていないため、別途確認が必要です。

※3：試験方法については、建築研究所HPに掲載されています。<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>
（試験品質・生産品質の証明にあたっては、第三者機関による試験成績書や自己適合宣言書等の証明書が必要になります。）

解説1 申請時に必要となる図書

申請時に必要な図書の種類としては、配置図や平面図等の基本図のほかに、「機器表」が必要です。機器表には、設置する設備の性能確認ができるように、「設備機器種別」、「省エネルギー対策の判断項目(機器効率率が示されているものは性能値)」、「試験方法等規格」、「型番」、「製造者名」、「台数」を記載します。(表1)

名称	仕様	備考(構造、性能、制御方法など)
冷暖房設備	ルウムエアコンディショナー LDK 計1箇所 型番: H1-JKLMN(□□□社製)	定格冷房能力: 2800W 定格冷房消費電力: 700W →試験方法等規格: JIS S ○○○○ エネルギー消費効率の区分: (は)
換気設備	ダクト式第3種換気システム 型番: STU-V (△△△製) JIS表示品	熱交換機能なし、ダクト径φ100以上 換気回数 0.5回/h 以上
給湯設備	ガス給湯機 型番: ABC-DEFG (○○○社製) JIA認証品	ヘッダー方式(接続口径13A) エネルギー消費効率: 94.3% →試験方法等規格: JIS S ○○○○ 風呂給湯機(追炊きあり)
節湯型機器	台所水洗: シングルバー水栓 水優先水栓機構 型番: 1234ABC (△△△製) 浴室水洗: サーマスタット水栓 手元止水機構付きシャワーヘッド 型番: 4321ABC (△△△製)	節湯 C 1 節湯 A 1
照明設備	主たる居室 照明設備の設置: 有り	白熱灯使用なし
	その他の居室 照明設備の設置: 無し	
発電設備	非居室 照明設備の設置: 有り	白熱灯使用なし 玄関ポーチ: 人感センサー有り
	なし	

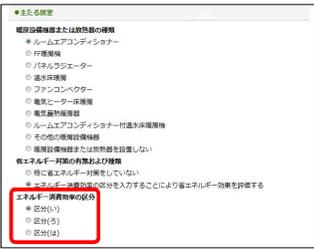
表1 機器表の例

解説2 性能値(機器効率)を考慮する場合の留意事項

計算プログラムでは、省エネルギー対策を評価できるものとできないものがあります。また、省エネルギー対策を評価できる機器のうち性能値(機器効率)を考慮する場合は、カタログ等から数値を読み取りプログラムへ入力しますが、入力値については試験方法等規格に基づいた値であることが必要となります。

例) ルウムエアコンディショナーの場合

省エネルギー対策をしている場合、エネルギー消費効率の区分を(い)、(ろ)、(は)から選択し入力します。区分の選択にあたっては、定格冷房エネルギー消費効率を下記式により計算で算出します。その際、定格冷房能力(W)、定格冷房消費電力(W)のそれぞれの数値はカタログ(図1)から読み取りますが、その数値が試験方法等規格に基づいた数値であることが必要となります。



定格冷房エネルギー消費効率

$$= \text{定格冷房能力 (W)} / \text{定格冷房消費電力 (W)}$$

※暖房設備でも冷房で評価します。

種別	省エネルギー消費効率	区分
2.5kW 以下	4.4	い
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.4	ろ
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.4	は
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.4	い
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.4	ろ
4.0kW を超え 4.5kW 以下	4.4	は
4.5kW を超え 5.0kW 以下	4.4	い
5.0kW を超え 5.5kW 以下	4.4	ろ
5.5kW を超え 6.0kW 以下	4.4	は

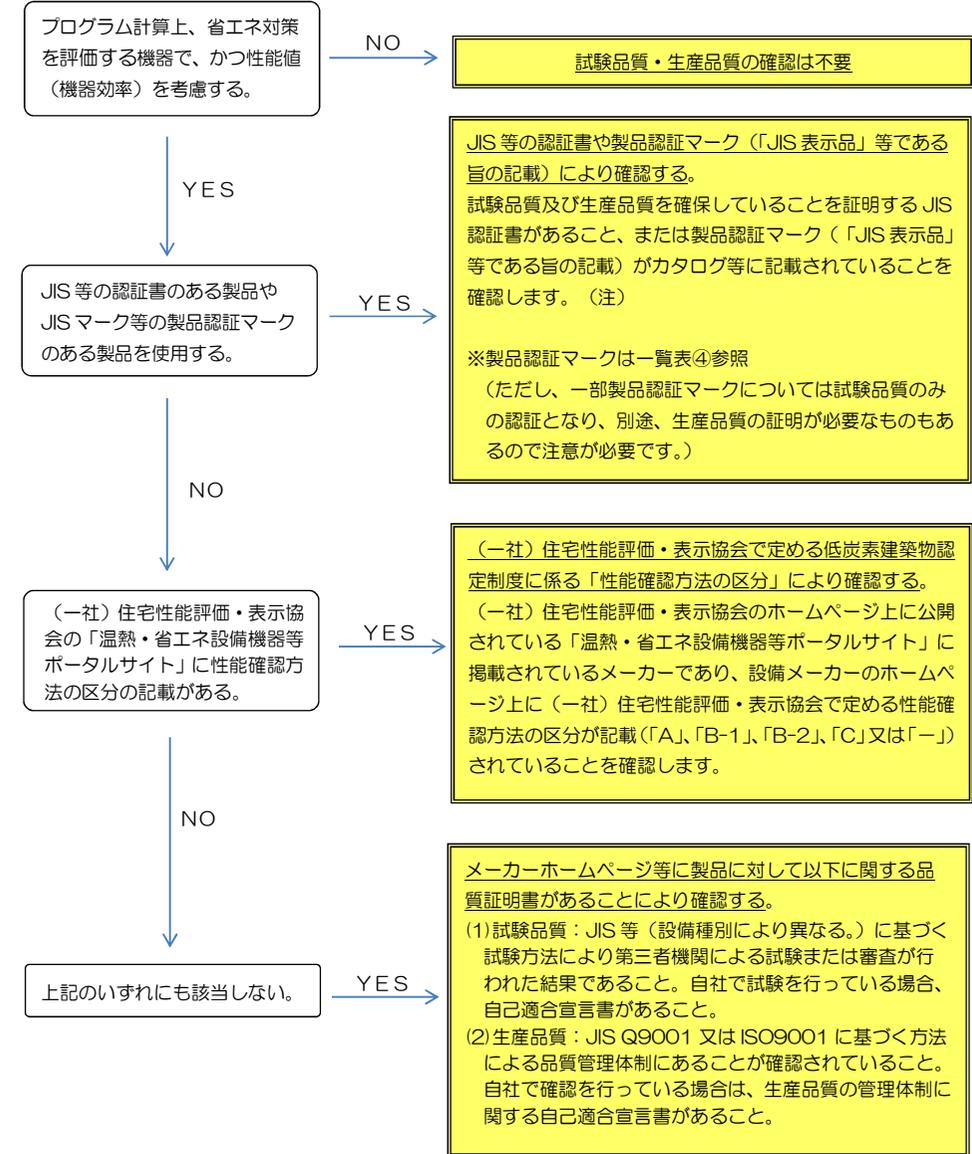
図1. エアコンディショナー カタログ

試験方法等規格(一覧表の③)に基づいた値であることを証明する必要があります。

→ エアコンであれば、JIS B 8615-1 など

解説3 試験品質及び生産品質の確認方法

設備機器について省エネルギー対策を評価する機器のうち、性能値(機器効率)を考慮する場合は、設計検査の申請にあたり、試験方法等規格に基づいた「試験品質及び生産品質」の確認を行い、必要に応じてその証明書類を添付する必要があります。以下にその確認方法の手順例を示します。(試験方法等規格は一覧表③参照)



(注) 「試験品質・生産品質」の証明は原則設計検査段階で行いますが、設計検査時に確認できない場合、現場にて製品自体に製品認証マーク(JIS表示品)の表示があれば、試験品質・生産品質を証明したことになります。(製品認証マークは一覧表④参照) ただし、現場検査時に製品認証マークを確認できない場合は、設備機器の効率が不明なものと、一次エネルギー消費量に係る計算書等の再提出が必要になりますので、ご注意ください。